

太陽光発電施設設置基準

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則別表第3タの「別に定める太陽光発電施設設置基準」は、次のとおりとする。

1 事業者の掲示に関する基準

太陽光発電施設の事業者(以下、事業者という。)は、太陽光発電施設の供用開始前までに、別記様式1の掲示板を道路その他公共の場所から容易に望見できる位置に設置し、掲示板を適切に維持管理すること。また、事業者は掲示板を設置してから14日以内に別記様式2に掲示板の写真(遠近各1枚とする。)を添付し市長に報告すること。

なお、事業の承継等により掲示板の内容に変更が生じる場合においては、掲示板の内容を速やかに変更するとともに、変更を行った日から起算して14日以内に別記様式3に変更した掲示板の写真を添付し市長に報告すること。

2 立地に関する基準

事業区域は、原則として次に掲げる区域等を含まないこと。

- ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号の規定により指定された国定公園
- イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第4号の規定により指定された都道府県立自然公園
- ウ 愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
- エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区のうち、同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- オ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林
- カ 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の規定により指定された河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
- キ 砂防法(明治30年法律第29号)第2条に基づき指定された砂防指定地
- ク 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び、第9条第1項

に規定する土砂災害特別警戒区域

- サ 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号）第12条第1項第1号の規定により指定された景観形成重点地区
- シ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区
- ス 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財を包蔵する土地
- セ 岡崎市土地利用基本計画において、自然保護や自然環境、歴史の特に保護が必要な地区として指定されている特別保護地区
- ソ 岡崎市自然環境保全条例（平成20年岡崎市条例第22号）第7条第1項で指定する岡崎市自然環境保護区及び第21条第1項で指定する岡崎市自然ふれあい地区
- タ 宅地造成等規制法（昭和36年法第191号）第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域
- チ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定された要措置区域

3 事業区域内及び周辺環境の保全に関する基準

- (1) 事業区域内の周囲（ただし、出入口を除く）に、幅5メートル以上の残置森林又は造成森林等による緩衝樹林地を配置すること。また、やむを得ず緩衝樹林地を配置できない場合においては、目隠しのためのフェンス等を設置すること。
- (2) 事業区域内に設置する太陽光発電設備は、事業区域面積に対し設置する面積を75パーセント以下とすること。
- (3) 現存する植生、地形等は極力残存する計画とすること。
- (4) 周辺住宅等へパネルの反射光が影響することが予想される場合又は周辺住民から要望があった場合は、必要に応じて、パネルを低反射タイプにする、傾きを調整するなどの対策を講じること。
- (5) パワーコンディショナーは騒音を発生する可能性があるため、近隣の住宅等の状況を考慮し、生活環境に配慮して設置すること。

4 防災及び安全に関する基準

- (1) 事業区域内の形質等の変更を最小限に留め、多量な土砂の移動を極力避ける計画とするよう努めること。
- (2) 切り株、雑草、腐食土等は除去し、適切に処理すること。
- (3) 湧水又は地下水がある場合は、暗渠等の施設を設置し適切に排水すること。また、施設の排水機能維持のため、定期的に清掃を行うなど適切に管理すること。

- (4) 設置される太陽光発電パネルの下部地盤や、切土、盛土等による法面等においては、土砂流出の防止及び雨水浸透を考慮し、地被類植物を植栽すること。
- (5) 法面においては、小段排水施設の設置、段切り等の対策を実施し、土砂の流出及び崩落の防止に努めること。また、小段排水施設の排水機能維持のため、定期的に清掃を行うなど適切に管理すること。
- (6) 事業者は、(3)、(4)及び(5)に基づき設置した施設の管理状況について、施設が完成した翌年度から第6(3)に定める報告が完了する日まで、毎年6月末までに、別記様式4により撮影日が確認できる写真(提出日から起算して30日前までに撮影されたもの。)を添付し市長に報告すること。

5 非常時における対応に関する基準

- (1) 非常時における初動対応のための緊急連絡網をあらかじめ作成し、工事着手の前までに市長へ報告すること。また、緊急連絡網に記載の内容が変更となる場合においては、変更を行った日から起算して14日以内に市長へ報告すること。
- (2) 当該事業に係る工事中又は工事後に、当該事業に起因する事故、公害及び災害が発生した場合、事業者の責任において、対応し解決すること。また、対応の内容について、事故、公害及び災害の発生後速やかに別記様式5により近隣住民の代表者及び市長へ報告すること。

6 撤去、廃棄等に関する基準

- (1) 撤去・廃棄について、事業計画の段階から検討し、事業計画に盛り込み、その内容について、特定事業事前協議申出書に添付する事業計画概要書に記載すること。また、太陽光発電施設の供用開始前までに、撤去・廃棄の計画に係る責任者(以下、責任者という)を定め、別記様式6により市長へ報告すること。
- (2) 責任者が変更となる場合は、責任者が変更となった日から起算して14日以内に、別記様式7に責任者を変更したことが分かる資料を添付し市長へ報告すること。
- (3) 発電事業が終了した後は、撤去・廃棄が終了した日から起算して14日以内に別記様式8に写真を添付し、市長へ報告すること。
- (4) 設備の撤去・廃棄にあたっては、法令等によるもののほか、環境省が策定する「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき処理すること。
- (5) 発電事業が終了し、撤去が完了した土地は、極力従前の土地の状態へ復旧するよう努めること。

7 その他の遵守事項

この基準に定めるもののほか、他法令の許可基準及び技術基準等に適合したものである

こと。また、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に沿って、適切な事業実施に努めること。

附 則

この基準は、平成31年4月1日以降に岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例第7条に基づく協議を行うものから適用する。

別記様式 1

事業者揭示板

この揭示板は、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則別表第3タに規定する太陽光発電施設設置基準に基づき設置したものです。

特定事業の事業区域の位置	岡崎市
特定事業の事業区域の面積	m ²
発電事業者名及び代表者氏名	
発電出力	
設置年月日	
事業者の連絡先	担当者の氏名
	住所
	連絡先

備考 揭示板の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

別記様式 2

掲示板設置報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

㊟

次のとおり事業者掲示板を設置したので報告します。

特定事業の名称	
事業区域の位置	岡崎市
事業区域の面積	
発電事業者名及び代表者氏名	
事業者掲示板の設置年月日	年 月 日
事業者の連絡先	担当者の氏名
	連絡先

注 設置した掲示板の写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式 3

掲示板内容変更報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

印

次のとおり掲示板の内容を変更したので報告します。

1 特定事業の名称

事業

2 変更した内容

3 変更を行った日

平成 年 月 日 (掲示板修正日)

4 備考

注 変更後の掲示板の写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 4

施設管理状況報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

印

次のとおり、事業における施設管理状況について報告します。

1 管理状況について

2 備考

注 撮影日が確認できる写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 5

非常対応報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

㊟

以下のとおり、報告します。

発生日時	
事故・公害及び災害の内容	
対応方針	
非常対応に係る責任者	氏名
	住所
	連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 6

撤去・廃棄責任者報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

㊞

次のとおり、事業における撤去・廃棄の計画に係る責任者を定めましたので報告します。

撤去・廃棄責任者氏名	㊞
住所	
担当者氏名 (撤去・廃棄責任者が 法人の場合)	
連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 7

撤去・廃棄責任者変更報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

㊞

次のとおり、事業における撤去・廃棄の計画に係る責任者を変更しましたので、変更後の責任者を報告します。

撤去・廃棄責任者氏名	㊞
住所	
担当者氏名 (撤去・廃棄責任者が 法人の場合)	
連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 8

発電事業終了報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(届出者) 住所

名称

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

代表者

印

次のとおり、発電事業を終了しましたので報告します。

特定事業の名称	
事業区域の位置	岡崎市
事業区域の面積	
発電事業者名及び代表者氏名	
事業終了年月日	年 月 日
事業終了後の土地利用の予定	
事業者の連絡先	担当者の氏名
	連絡先
撤去・廃棄に係る責任者の連絡先	担当者の氏名
	連絡先

※ 撤去・廃棄後の写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。